

老発 0617 第 1 号
保発 0617 第 1 号
平成 27 年 6 月 17 日

都道府県知事
全国健康保険協会理事長
各健康保険組合理事長
社会保険診療報酬支払基金理事長
都道府県後期高齢者医療広域連合長 殿

厚生労働省老健局長
(公印省略)
厚生労働省保険局長
(公印省略)

個人情報の適切な取扱いに係る基幹システムのセキュリティ対策の
強化について（依頼）

貴団体におかれては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき個人情報の適切な取扱いに取り組まれているところと承知しておりますが、今般発生した、厚生労働省が所管する関連機関における大量の個人情報流出事案を受け、個人情報を含む重要情報の適正管理について、重ねてお願いさせていただいているところです。

貴団体におかれては、医療や介護の情報は国民にとって特に機微な情報であることに鑑み、さらに、以下の対応を行うなど、個人情報の流出防止のために十分な対策を実施していただくようお願いいたします。

- ① 被保険者等の個人情報を取り扱う基幹システムに接続されたネットワーク（基幹系ネットワーク）とインターネットに接続されたネットワーク（以下「情報系ネットワーク」という。）を物理的に切断し通信不可能な状態にすること。また、基幹システムの個人情報を取り扱う作業は、情報系ネットワークに接続されたパソコン等では行わないこと。
- ② 基幹システムにある個人情報データを外部の機関等へ移送する場合は、インターネット等を介した電子メール等での送信は行わず、必ず、暗号化・パスワードの設定等を行った上で電磁的記録媒体を使用する、または、専用線等のセキュリティが確保された通信を使用すること。また、作業に当たって一時的にパソコン等に個人情報を保存した場合は、作業終了後のデータ消去を徹底すること。
- ③ ①及び②について運用上可能なものは直ちに実施するとともに、システム対応が必要となるものについては、システム改修を検討すること。なお、システム改修までの間、基幹システムにある個人情報を取り扱う場合、必ず、暗号化・パスワードの設定、作業終了後のパソコン等からの個人情報の消去等の安全管理措置を徹底すること。

また、都道府県知事におかれては、以上について、管内市町村（国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険担当）、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会等に対する周知等をお願いいたします。

【参考】個人情報取り扱いについてのガイドライン等の周知徹底

上記に関連し、過去、厚生労働省において公表した、以下の個人情報の取り扱いについてのガイドライン等を関係機関・関係団体等の中で改めて周知徹底すること。

（厚生労働省ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/>）

なお、個人情報保護法等において、「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう」とされているところであるが、具体的な取扱いはガイドライン等を参照されたい。

○ 健康保険組合向け

- ・ 健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月27日通達）
- ・ 「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を補完する事例集（Q&A）（平成17年3月）

○ 国民健康保険組合・国民健康保険団体連合会等向け

- ・ 国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成17年4月1日）
- ・ 国民健康保険団体連合会等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成17年9月15日）